

Yyyy年mm月dd日

●●様

東京都XXXXXXXXX
XXX株式会社
代表取締役 XXXXXXXX

担当者名 _____

発注書（単発）

当社（発注者）は、貴殿（受注者）に対し、契約条項に従い、以下の内容にて、本委託業務を発注します。

発注者（甲）	●●
受注者（乙）	●●
適格請求書発行事業者の登録番号	<input type="checkbox"/> 登録番号あり ：登録番号（T _____） <input type="checkbox"/> 登録番号なし
作品名（公演名等）	●●
主催者名	●●
場所（会場、放送局等）	●●
公演の期間	202●年●月●日から202●年●月●日まで
業務の内容及び期間・時間	【機材等設営業務】 202●年●月●日から202●年●月●日まで ●時～●時まで
	【公演本番業務（リハーサル等含む）】 202●年●月●日から202●年●月●日まで 入り時間未定 ●時間予定
	【機材等撤去業務】 202●年●月●日から202●年●月●日まで 入り時間未定 ●時間予定
	【未定の事項がある場合】 ●●（未定の事項の内容及び未定の理由を記載） 未定の事項については、概ね202●年●月●日頃までに、甲及び乙が協議の上、決定し、甲が乙に対し、書面又は電子メール等の電磁的方法で通知する。
業務料	金●●円
請求書の要否	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
交通費の負担	<input type="checkbox"/> 甲の負担 <input type="checkbox"/> 乙の負担（上記業務料とは別に乙が負担）
業務料の支払日	202●年●月●日
保険料の負担	<input type="checkbox"/> 甲の負担 <input type="checkbox"/> 乙の負担（上記業務料とは別に乙が負担）
特記事項（契約条項で定めた事項の変更点や協議をした点等）	●●（本件業務が1か月以上継続する場合における支払日及び支払金額の協議等）

発注ご回答書（請書）

上記内容及び契約条項に基づき本委託業務の発注を受託します。

yyyy年mm月dd日

受注者：

（住所） _____

（氏名） _____

以上、本発注の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管します。ただし、本発注を書面により締結する場合には、本発注の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとします。

< 契約条項 >

第1条 (定義)

この契約条項において、「発注者」とは、業務を発注した者をいい、「受注者」とは、業務を受注した者をいいます。

第2条 (目的)

この契約条項は、発注者が受注者に対して、以下の業務(以下「本件業務」といいます)を委託するに当たり、発注者受注者間の基本条件を定めることを目的とし、本発注の契約期間中に発注者受注者間で行われる業務委託に共通して適用されます。

- (1) 機材等設営業務
- (2) 公演本番業務
- (3) 機材等撤去業務
- (4) その他前各号に附帯関連する業務

第3条 (報酬)

1 発注者は、受注者に対して、本件業務の報酬として、本発注書記載の業務料(以下単に「業務料」といいます)を支払います。

2 発注者は、業務料を、本発注書記載の日までに、受注者の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払います。振込手数料は発注者の負担とします。

第4条 (報告義務)

受注者は、発注者から求めがあったときは、本件業務の進捗状況その他発注者が指定する事項について、発注者が指示した方法にて、速やかに報告します。

第5条 (発注者の義務及び責任)

1 発注者は、受注者が本件業務を遂行する上で必要となる発注者の保有する情報、資料、その他の発注者の管理物を、受注者の求めに応じて、必要な範囲で、受注者に無償で提供又は貸与します。

2 発注者は、受注者が本件業務の遂行に際し発注者の事務所等を使用する必要がある場合には、受注者の求めに応じて、必要な範囲で、当該事務所等の使用を受注者に無償で許諾します。

3 前項に基づき、受注者が発注者から使用を許諾された事務所等を利用して本件業務を遂行することに伴い発生する光熱費及び通信費は、発注者の負担とします。

4 発注者は、本件業務の内容等を勘案して、受注者が、その生命、身体等の安全を確保しつつ本件業務を履行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとします。

5 発注者は、自らが制作責任者又は製作責任者である場合は自らが、そうでない場合は制作責任者又は製作責任者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、受注者に対し、書面又は電子メール等の電磁的方法(以下、書面及び電子メール等の電磁的方法を総称して「書面等」といいます)により通知します。

第6条 (受注者の義務及び責任)

1 受注者は、本件業務と同種の業務を提供する会社又は個人事業主が、通常かつ一般に払うべき注意をもって、本件業務を遂行する義務を負います。

2 受注者は、発注者に対して報告(第4条に基づく報告を含みますが、これに限りません)をする際、虚偽の報告を一切してはなりません。

3 受注者は、本件業務の遂行のために発注者から貸与された資料その他の発注者の管理物を、本件業務の遂行に必要な範囲でのみ利用するものとし、その利用及び管理につき善管注意義務を負います。

4 受注者は、本件業務の遂行に当たり、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを発注者に保証します。万が一、権利侵害をされたことを理由とする申立てを第三者が行うなどして紛争が生じた場合、

受注者は、自らの責任と費用をもって当該紛争を処理・解決し、かつ、当該紛争に関連して発注者が損害を被った場合には、合理的な範囲で当該損害を直ちに賠償します。

5 受注者は、受注者が発注者から貸与された第3項の資料その他の管理物を、当該資料等の利用目的の終了後、発注者の指示に従い、すみやかに発注者に返却又は廃棄します。

6 受注者は、本件業務を遂行する上で発注者の事務所等に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する発注者の諸規則を遵守します。

7 受注者は、労災保険特別加入制度に加入又は同制度に相当する保険に加入し、本件業務を開始する前に、発注者に対し、同保険に加入したことを証する資料(組合員証、加入証明書等)を提出しなければなりません。受注者が同資料を提出しない場合には、発注者が書面等で別段の判断をしない限り、受注者は本件業務を開始してはなりません。

8 受注者は、発注者又は公演主催者等から機材、工具、安全具、服装等の指定を受けた場合には、本件業務の性質上必要な範囲で、それに従います。

第7条 (秘密保持)

1 発注者及び受注者は、相手方の書面等による承諾なくして、本発注書に関連して相手方から秘密である旨を明示の上で開示された、若しくは業務の性質上、秘密とされる相手方の公演上、営業上、技術上又は業務上の一切の情報(各公演に出演するタレント等に関する個人情報、プライバシーに関する情報その他の一切の情報も含みます。以下「秘密情報」といいます)を、本発注書の業務期間中はもとより、業務終了後も、第三者に対して開示、漏洩(Twitter、Instagram、Facebook、TikTok等を含むあらゆるSNSでの発信行為を含みます)してはなりません。

2 次の各号のいずれか一に該当する情報は、前項の秘密情報から除くものとします。

(1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの

(2) 発注者又は受注者が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらず独自に開発されたもの

3 発注者及び受注者は、本条の秘密保持義務について、本件業務に関与する自己の従業員等に遵守させる義務を負います。

4 受注者は、相手方の書面等による承諾なくして、本件業務に関して、撮影又は録音等を行ってはなりません。

第8条 (再委託)

1 受注者は、本件業務を提供するに当たり、事前に発注者による書面等の承諾を得た場合には、本件業務の一部を第三者に再委託することができます。

2 受注者は、再委託先との契約において、本発注に基づき受注者が負う義務と同等の義務を再委託先に負わせなければなりません。

3 受注者は、再委託先に対する管理監督責任を負うものとし、再委託先の行為は全て受注者がその責を負います。

4 発注者は、再委託先が不適切であると判断したときは、受注者に対し、不適切である合理的理由を明示することで、再委託先の変更を請求することができます。

第9条 (知的財産権)¹

1 受注者による本件業務の遂行の過程で著作権その他の知的財産権(著作権については著作権法第27条及び第28条の権利を含みます)が発生する場合には、発生時の時点で、すべて発注者に移転するものとし、その対

¹ 知的財産を移転させない(権利を利用許諾とする)場合には、基本契約書第12条

を参考に、契約条項の文言を変更してください。

価は、第3条1項記載の業務料に含まれているものとします。

2 受注者による本件業務の遂行の過程で生ずる著作権者人格権について、受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対して行使しないことを約束します。

第10条 (契約解除)

1 発注者及び受注者は、相手方が本発注に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、これが直ちに是正されなかったときは、本発注を解除することができます。

2 発注者及び受注者は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに本発注を解除することができます。

(1) 発注者受注者間の信頼関係を損なう重大な過失又は背信行為があったとき

(2) 相手方の品位・信用を損なうような言動をしたとき

(3) 支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(5) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき

(6) 解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

第11条 (損害賠償)

発注者及び受注者は、本発注の債務を履行しないこと、前条第2項の各号の一に該当したことにより相手方に損害を与えた場合には、本発注の契約解除の有無に関わらず、合理的な範囲において当該損害を賠償する責任を負います。ただし、当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害については、この限りではありません。

第12条 (不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い)

1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり本件業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができます。ただし、受注者は、既に本件業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができます。

2 前項の規定は、発注者及び受注者が、報酬の支払の要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに受注者が実施した業務の履行割合、中止・延期により受注者が負担することとなる経費、公演等のために受注者が確保していた予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無及び中止公演等に代わる振替公演等の実施の有無等を勘案し、協議の上、決定した場合には適用しません。

第13条 (権利義務譲渡の制限)

発注者及び受注者は、互いに相手方の事前の書面等による同意なくして、本発注書上の地位を第三者に承継させ、又は本発注書から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはなりません。

第14条 (反社会的勢力の排除)

1 発注者及び受注者は、自ら又は自らの役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ(暴力団に所属せずに犯罪を繰り返す集団)等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、及び次の各号の一にでも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認め

られる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 発注者、受注者は、相手方が前項の表明・保証義務に違反した場合、及び次の各号に該当する場合には、相手方に対し何ら通知催告することなく本発注を直ちに解除することができるものとします。

(1) 相手方が、暴力団員等である場合、又は、暴力団員等であった場合

(2) 相手方が、暴力団員等又は相手方の関係者等が暴力団員等である旨を告げるなどした場合(相手方が第三者を利用した場合を含みます)

(3) 相手方が、他方当事者に対し、詐術、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等をした場合

(4) 相手方が、他方当事者の名誉や信用等を侵害又は毀損した場合又は、侵害又は毀損するおそれのある行為をした場合(相手方が第三者を利用した場合を含みます)

(5) 相手方が、他方当事者の業務を妨害した場合、又は業務を妨害するおそれのある行為をした場合(相手方が第三者を利用した場合を含みます)

3 前項により本発注を解除した場合には、相手方に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第15条 (存続規定)

第7条(秘密保持)、第13条(権利義務譲渡の制限)、本条(存続規定)、第16条(別途協議)及び第17条(合意管轄)までの規定は、本発注終了後も有効に存続します。

第16条 (別途協議)

発注者及び受注者は、本発注に定めのない事項や本発注の条項に疑義が生じた場合には、その都度、双方協議の上、誠意をもってこれを解決するものとします。

第17条 (合意管轄)

発注者及び受注者は、前条による協議にもかかわらず、発注者受注者間で解決に至らなかった紛争については、訴額に応じて●●地方裁判所もしくは●●簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上